

仙台市における地域支援事業について

1 地域支援事業の概要

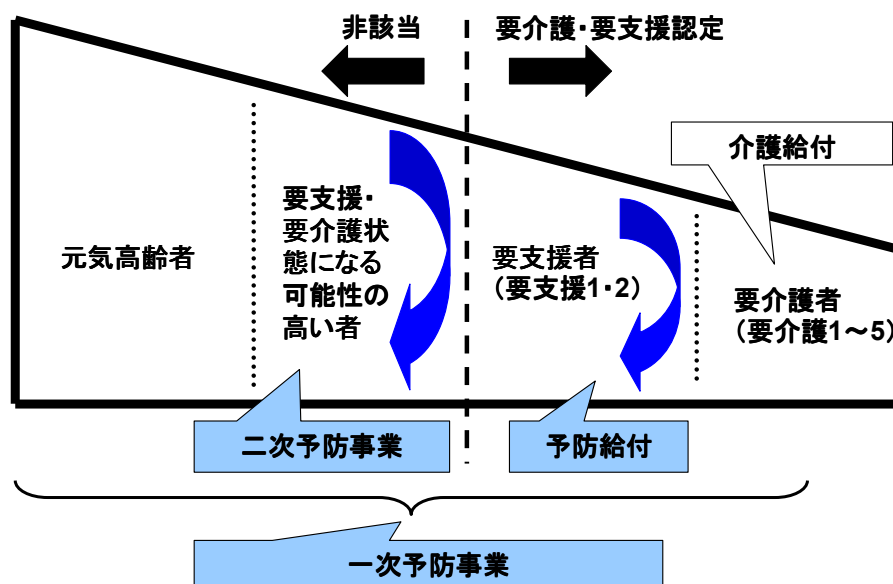
(1) 事業の趣旨

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を実施する。(介護保険法第115条の45)

(2) 事業内容

地域支援事業は、「①介護予防事業」、「②包括的支援事業」、「③任意事業」から構成される。それぞれの事業内容は以下のとおりである。

事業項目	事業内容
①介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・二次予防事業…要支援・要介護状態となる可能性が高い方を対象とする介護予防サービスの提供 ・一次予防事業…全高齢者を対象とする介護予防事業
②包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等） ・権利擁護事業（成年後見制度利用支援、虐待の防止・早期発見等） ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）
③任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等費用適正化事業 ・家族介護支援事業 ・その他の事業（介護相談員派遣事業、食の自立支援サービス事業）等



2 平成 23 年度の実施状況について

(1) 介護予防事業

① 二次予防事業

(ア) 二次予防事業対象者把握

要介護・要支援状態となる可能性が高いと判断される高齢者を早期に把握して予防・改善につなげるために、生活機能の状況確認を行う豊齢力チェックリストの直接送付等により、二次予防事業対象者を把握する。

<平成 23 年度二次予防事業対象者数:11,947 人 (22 年度:1,678 人)>

※ 平成 22 年度に国の「地域支援事業実施要綱」が改正され、平成 23 年度から生活機能評価を廃止し、豊齢力チェックリストの基準に該当すれば、二次予防事業対象者として決定できることとなった。

(イ) 通所型介護予防事業(元気応援教室)

二次予防事業対象者に対してその状態像の維持・改善を図るため、介護予防プログラム(運動器の機能向上、口腔機能の向上)を提供する。

平成 23 年度は、15 か所の実施事業所で介護予防プログラムを提供した。

<平成 23 年度利用者実人数:359 人 (22 年度:353 人)>

(ウ) 介護予防訪問指導

通所が難しい二次予防事業対象者を対象に、看護師等の訪問指導員等が対象者の自宅を訪問し、生活の状況を踏まえながら、個別の指導・支援を行う。

<平成 23 年度訪問回数:15 回(22 年度訪問回数:25 回)>

② 一次予防事業

(ア) 介護予防教室事業

おおむね 65 歳以上の地域住民の方を対象として、地域包括支援センターが介護予防の普及啓発を図ることを目的に、運動教室や栄養講座、「認知症の正しい理解」に関する講座を実施する。

<平成 23 年度実施回数:819 回 参加者数:12,545 人

(22 年度:実施回数 802 回、延参加人数 12,658 人)>

(イ) 介護予防に関する市民意識醸成のためのイベントの開催

「SKY 大作戦(Sendai Kaigo Yobou 大作戦)」をキャッチフレーズとして、より若い世代にも介護予防や健康づくりの大切さをアピールする活動の一環として、全市民に向けた普及啓発イベントを開催する。

平成 23 年度は、11 月 23 日(祝)仙台市シルバーセンターにてイベントを開催し、約 1,100 人の参加があった。

(ウ) 介護予防自主グループ育成・支援

地域住民の参加により自主的介護予防(軽運動等)に取り組む自主グループに対して、グループの企画・運営を行うボランティア(介護予防運動サポーター)の育成やスキルアップを図る研修を行うなどにより活動を支援する。

・サポーター等への研修

これから介護予防活動を始める意向のある方や地域団体に対して、区ごとにサポーター養成のための研修を実施する。また、活動している方を対象に、年に数回程度、区ごとにスキルアップのための研修を実施する。

<平成 23 年度参加者数:1,923 人>

・介護予防自主グループの育成

介護予防運動サポーターが中心となり、それぞれの圏域において今後の活動や介護予防自主グループの立ち上げを行う。

<平成 24 年 4 月 1 日現在の自主グループ活動数:126>

(エ) 演劇を活用した生きがいづくり支援

高齢者自身が演劇活動に参加することを通して「介護予防」「生きがいづくり」に取り組むことを支援するとともに、観客や市民に対し広く介護予防の普及啓発を行う。

<結成されたシニア劇団「まんざら」への参加者数(平成 24 年 4 月 1 日現在):21 名

公演来場者数 23 年 11 月 4 日(金):114 人 同 5 日(土):126 人 同 6 日(日):130 人>

(2) 包括的支援事業

本市では、社会福祉法人等の事業者へ委託して中学校区を中心とした担当圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、包括的支援事業を実施している。平成 23 年度は、44 か所のセンターで業務を行っている。

① 総合相談・支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

② 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

④ 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

⑤ 地域包括支援ネットワークの構築

地域において高齢者を包括的かつ継続的にサポートしていくために、地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における社会資源を有機的に連携させる必要がある。地域包括支援センターでは、その地域における医療機関、民生委員、町内会、老人クラブ、サービス提供事業者などのさまざまな関係機関で構成される担当圏域包括ケア会議を開催するなど、顔の見える関係構築に努めている。

地域包括支援センター相談実績(平成23年度実績)

(ア)相談件数及び相談方法 (単位:件) (イ)相談者 (単位:人)

相談件数(総数)		49,780
相談方法	電話	25,384
	来所	4,741
	訪問	19,655

家族・親族・知人	13,872
本人	20,396
民生委員	2,102
ケアマネジャー	3,815
関係機関等	9,595
合計	49,780

(ウ)相談内容 (単位:件)

在宅介護相談	5,813	認知症に関すること	8,283
施設入所	2,691	介護保険に関すること	27,937
福祉施設の利用	2,080	虐待	648
医療・疾病相談	6,221	住宅供給	139
家族関係	2,107	消費者被害	806
経済問題	1,631	介護予防	4,107
心理的問題	2,742	成年後見制度	1,903
福祉サービス	5,273	その他	21,424
住宅相談	421		
		合計	94,226

※1件の相談で複数項目あり

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

(ア) 介護給付適正化事業

介護給付の適正化を図るため、介護サービス利用者に対し、年 2 回、介護給付通知により利用月ごとのサービス種類、利用回数、費用額、利用者負担額を周知し、架空・水増し請求などにより不正受給を行った事業者に対し指導を行う。

平成 23 年度は、9 月及び 3 月の計 2 回通知を行った。(各月の通知件数は約 29,000 件)

(イ) ケアプラン適正化事業

介護支援専門員の資質向上を図るため、国保連適正化システムの活用により、一定の傾向にある居宅介護支援事業所を抽出したうえで、利用者のケアプラン内容を評価し、担当の介護支援専門員に対し評価内容に基づき個別面談により指導を行う。

平成 23 年度は、介護保険課担当職員が平成 23 年 7 月及び平成 24 年 1 月に各事業所を訪問し、ケアプランの提出を求め、後日面接を行い必要な指導を実施した。ケアプランの内容が基準省令等を満たしていない事業所については、自主点検を指示した。

<平成 23 年度実施事業者数:9 事業者>

② 家族介護支援事業

(ア) 認知症高齢者介護家族支援事業

・電話相談事業

認知症の人とその家族等に対して、認知症に関する電話相談等を行う。(委託先:公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部)

<平成 23 年度相談件数:220 件>

・認知症に関する講話・相談会

地域に出向いて認知症に関する講話や相談会を行う。

<平成 23 年度実施回数:12 回、延参加人数:152 人>

・認知症の方を介護する家族懇談会

認知症の介護家族の方が、介護の悩みが問題解決の方策を話し合える懇談会を開催する。

<平成 23 年度実施回数:38 回、延参加人数:296 人>

(イ) 家族介護慰労金支給事業

介護保険の要介護 4 又は 5 に相当する高齢者を、1 年間介護保険サービス(年 1 週間以内のショートステイを除く。)を利用せずに在宅で介護している方で、高齢者及び介護者の属する世帯の全員が市民税非課税世帯の方に、年額 10 万円の家族介護慰労金を支給することにより、介護者の労苦をねぎらう。

<平成 23 年度支給人数:4 人>

(ウ) 介護用品支給事業

介護保険の要介護 4 又は 5 に相当し、市民税非課税世帯に属する高齢者等に対し、その介護に必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより、重度要介護高齢者及び介護者の負担を軽減する。

<平成 23 年度利用件数:2,898 件>

③ その他事業

(ア) 介護相談員派遣事業

介護相談員(12 人)を介護サービスの現場に派遣し、サービス利用者やその家族からの介護保険に関する相談に応じ、本市における介護サービスの質をより良いものへ高める。

仙台市社会福祉協議会へ実施を委託し、適宜、相談員をサービス事業者へ派遣している。

<平成 23 年度派遣先:通所介護 31 か所、特定施設 3 か所、特別養護老人ホーム 1 か所、老人保健施設 1 か所、小規模多機能型居宅介護施設 2 か所、認知症対応型共同生活介護施設 23 か所>

(イ) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な高齢者等を保護・支援するために後見人等を選任する必要があるとき、家庭裁判所への申立てを行う親族がいないなどの理由で制度利用が困難な者について、市長が後見等開始の審判の請求を行う。

また、市長が後見等開始の審判の請求を行った場合に、一定の条件により成年後見人等報酬を助成する。

<平成 23 年度市長申立て件数:11 件>

(ウ) 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業

地域包括支援センターを中心に地域の関係機関等による高齢者虐待防止のためのネットワークの構築を図る。また、区役所や地域包括支援センターの高齢者虐待相談を支援するために、研修会やケース検討会を専門機関に委託し実施する。

<ネットワーク構築事業実施センター数:25 センター(平成 23 年度まで延べセンター数)>

(エ) 食の自立支援サービス事業

要支援、要介護者や要介護状態となる可能性の高い方を対象に、栄養バランスのとれた食事を自宅に届け、対象者の栄養改善を図る。

<平成 23 年度延配食:330,993 食>

(オ) 生活援助員(LSA)派遣事業

市営住宅シルバーハウジングや高齢者優良賃貸住宅において、日常生活上の相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供する生活援助員(ライフサポートアドバイザー)を派遣する。

<シルバーハウジング 3 か所、高齢者優良賃貸住宅 10 か所>

3 平成 24 年度の取組について

平成 24 年 4 月から、新たに 5 か所の地域包括支援センターを設置(宮城野、鶴ヶ谷、沖野、大和蒲町、袋原)し、計 49 か所のセンターで業務を行っている。

今年度は、震災の影響もあり、生活環境の変化等の影響により高齢者の生活が総じて不活発になることが考えられるとともに、高齢者人口の増加に伴い、急速に認知症の方が増加することを踏まえ、介護予防事業及び認知症対策事業に重点を置き、一人ひとりの心身機能の低下を防ぐ取組を推進していく。

事業項目	事業内容
介護予防事業	(1) 二次予防事業 ①二次予防事業対象者把握 ②通所型介護予防事業（元気応援教室） ③介護予防訪問指導 (2) 一次予防事業 ①介護予防教室事業 ②介護予防普及啓発事業 ③介護予防自主グループ支援事業 ④演劇を活用した生きがいづくり支援 ⑤介護予防栄養講座 新規
包括的支援事業	地域包括支援センター設置運営事業 ①総合相談・支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント業務 ④介護予防ケアマネジメント業務
任意事業	(1) 介護給付等費用適正化事業 ①介護給付適正化事業 ②ケアプラン適正化事業 (2) 家族介護支援事業 ①認知症高齢者介護家族支援事業 ②家族介護慰労金支給事業 ③介護用品支給事業 (3) その他事業 ①介護相談員派遣事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③高齢者虐待防止ネットワーク運営事業 ④食の自立支援サービス事業 ⑤生活援助員（LSA）派遣事業